

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】 2
- 北九州市環境影響評価条例の規定による対象事業内容変更届出書の提出【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 北九州市環境影響評価条例の規定による方法書等の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】 4
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 5
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示【建設局道路部街路課】 6
- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】 7

北九州市公告第 103 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 廃止年月日及び廃止番号  
平成 30 年 2 月 15 日 第 5 号
- 2 申請者の住所及び氏名  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市長 北橋健治
- 3 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区東貫三丁目 738 番	4.00	86.00

北九州市公告第104号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の6第1項の規定により対象事業内容変更届出書の提出があったので、同条の6第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所  
株式会社MOT総合研究所  
代表取締役 木村 俊之  
山口県宇部市常盤台二丁目16番1号

2 対象事業の名称  
響バイオマス発電所整備事業

3 変更事項  
発電設備出力及び事業実施区域

4 変更内容

(1) 発電設備出力

変更前	変更後
50,000kW	75,000kW

(2) 事業実施区域  
位置の変更

5 変更年月日  
平成30年2月15日

6 変更理由  
事業計画の見直しにより必要となったため

北九州市公告第105号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第8条第1項の規定により環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該方法書等を縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成30年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

株式会社MOT総合研究所

代表取締役 木村 俊之

山口県宇部市常盤台二丁目16番1号

2 対象事業の名称

響バイオマス発電所整備事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号

北九州市若松区役所島郷出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成30年2月15日から同年3月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市公告第106号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

3・3・44－19号4号線

3・4・44－179号砂津長浜線

北九州市公告第107号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成30年福岡県告示第88号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・3・44-19号4号線	北九州市小倉北区砂津一丁目、砂津三丁目、長浜町及び末広一丁目
3・4・44-179号砂津長浜線	

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第108号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1,020万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
プラテック株式会社  
福岡市博多区金の隈三丁目6番22号
- 5 落札金額  
5,017万3,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年12月13日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第109号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
児童生徒用机及び椅子 一式（机 3, 137台及び椅子 3, 103脚）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
有限会社富士事務機  
北九州市小倉北区若富士町1番10号
- 5 落札金額  
1, 825万3, 587円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年12月21日
- 8 落札方式  
最低価格による。